

盛岡仙北剣道スポーツ少年団規約

第1章 総 則

第1条（名称）

本団は正式名称を盛岡仙北剣道スポーツ少年団（以下団という）とする。

第2条（事務所）

本団の事務所は、代表指導者である佐藤光寿宅内に置く。

第3条（目的）

本団は、日本スポーツ少年団の定めるスポーツ少年団の理念および、全日本剣道連盟の定める剣道の理念に従い、剣道を通じ青少年の「こころ」と「からだ」の健全な育成に資する事を目的とする。具体的には次の通り。

- 生涯スポーツの基礎づくり→剣道の楽しさを伝える。
- 「こころ」と「からだ」の成長→基礎体力の向上。団の活動で協力すること、競うこと、相手をいたわることを学ぶ。剣道の稽古を通じて強い心を育む。
- 地域づくりに貢献する→幅広い年齢層の中で活動することにより、子ども達の社会性を育む。
- 剣道の礼法を理解し礼儀正しい行動をする。

第4条（活動）

本団は前項の目的を達成する為に次の活動を行う。

- (1) 剣道の稽古、剣道大会・錬成会への参加、段審査への挑戦
- (2) レクリエーション活動
- (3) 他団体との交歓交流活動
- (4) 奉仕活動
- (5) その他本団の目的達成に必要な活動

第2章 団員・指導者

第5条（構成）

本団は、指導者および団員で構成する。

団員は、剣道を愛好する小学1年生から高校3年生までの人をもって団員とする。未就学児童についても指導者との受け答え（自分の名前が言える、「はい」と返事ができる）ができれば団員とすることができる。また、指導者との話し合いにより例外を認めることがある。

第6条（入団および退団）

本団への入団は、本団所定の入団申込書にてこれを行う。初年度スポーツ安全保険の登録および手続き費用を同時に納入するものとする。

毎年3月に更新を行う。更新の際にスポーツ安全保険の登録および手続き費用を納入するものとする。

本団からの退団は、指導者と本人および保護者との話し合いの上、決定する。

第7条（有効期間）

加入登録期間は、加入の申込みを受けた日からその年度の3月末日までとし、毎年これを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。

第8条（団の登録）

本団は第6条に定めるところにより加入登録を行った団員・指導者をまとめ、日本スポーツ少年団所定登録用紙により団として所定の登録料を添え、団の登録を行うものとする。

又、団登録に明記された団員、指導者は全員財団法人スポーツ安全協会の保険に加入するものとする。

第3章 役員

第9条（役員）

本団には、次の役員を置く。

団長 1名

副団長 ㊦3名（中学生から男子1名、女子1名、小学生から1名）

それぞれの役割は以下の通り。

1. 団長は、本団を代表し、団員の統括をする。
2. 副団長は、団長を補佐し団長がいない時は、その代わりをする。

第10条（互選）

前条の役員は、団員の互選により選出する。

第11条（任期）

本団の役員の任期は4月から翌年3月までの1年とする。但し、再任を妨げない。

本団の役員に欠員の生じた時は、それを補充する。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

第4章 育成母集団

第12条

本団に育成母集団を置く。育成母集団は団の運営を円滑に図る協力体として組織する。
育成母集団については別に定める。

第5章 会 計

第13条（会計）

本団の会計は、団員の納める会費、寄付金、補助金、その他の収入によって支弁する。会費については別に定める。

本団の会計は、育成母集団で処理する。

第14条（会費）

第1項 会費は団員1人当たり1ヶ月1,000円とする。

第2項 スポーツ安全保険登録費用および手続き費用は1人あたり1,000円とする。

ただし、消費税の変動にあわせて費用も変動する。

第15条

本団の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第16条（規約の改正及び解散）

本規約の改正及び、本団の解散は、育成母集団の3分の2以上の同意を得ねばならない。

附則

1. 本規約は、平成25年7月1日より施行する。
2. 第14条は平成27年4月1日から適用する。
3. 第9条の副団長を2名から3名に変更。平成29年4月1日から適用する。